

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金



計画書受付期間（2次募集）

令和2年7月17日（金）～ 令和2年8月19日（水）〔12時（正午）締め切り〕

応募を検討されている方は、必ず事前に担当者まで御相談ください。

- ※ プロジェクト補助金ならびにチャレンジ計画の認定の申請様式は最新の様式を使用してください。
- ※ 本補助金に申請を検討されている方は、**申請意思表明書を令和2年7月31日（金）までにお送りください。**なお、この申請意思表明書は任意のため、御提出がなくても本補助金に御応募いただけます。
- ※ 持参・郵送の場合とも、**受付最終日の12時（正午）までに必着**のこと（消印有効ではありません）。受付期間を過ぎて提出された場合は受理できません。特に、受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ※ 提出された計画書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済みのもので受付期間内に提出いただく必要がありますので、十分に注意してください。（提出後の差替えや部分的な提出はできません。）
- ※ 受付期間の締め切り間際は提出が集中するため、内容の確認が不十分になることがあります。そのため、不備等があった場合受け付けられない場合がありますので、なるべく早い段階で御相談ください。
- ※ 事前相談は、上記期間前であっても随時受け付けています。
- ※ 令和2年度の採択については、1企業1テーマです。
- ※ **本募集では、感染症収束後の社会変革や感染症対策に資する新たな研究開発テーマでの応募については、審査の際に別途加点致します。**

受付先および問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁東館2階 TEL:077-528-3794

○工業技術総合センター 滋賀県栗東市上砥山232 TEL:077-558-1500
信楽窯業技術試験場 滋賀県甲賀市信楽町長野498 TEL:0748-82-1155

○東北部工業技術センター
有機環境係、繊維・デザイン係 滋賀県長浜市三ツ矢元町27-39 TEL:0749-62-1492
機械システム係、金属材料係 滋賀県彦根市岡町52 TEL:0749-22-2325

※募集案内および申請様式等は、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金についての滋賀県庁ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17874.html>)

令和2年

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

目 次

I	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金について	1
	1. 制度の目的	1
	2. 補助対象者	1
	3. 補助事業の実施体制	2
	4. 補助対象事業	3
	5. 補助対象経費	3
	6. 補助率等	4
	7. 申請手続等	5
	8. 補助事業期間	7
	9. 補助事業者の義務	7
	10. 研究成果の帰属	7
	11. その他	8
II	計画書記載要領	8
III	計画書記載例	11
	様式第1号	11
	様式第1号の別紙1 (補助事業計画書)	12
	様式第1号の別紙1の別添1 (資金支出内訳)	21
	様式第1号の別紙1の別添2 (事業計画に伴う投資の内容)	22
	様式第1号の別紙2 (キックオフ計画書)	23
	プロジェクト補助金提出物チェックシート	25
	申請意思表明書	26
IV	資料	
	1. 滋賀県技術開発関係補助金の過去における採択件数および補助額	27
	2. 受付・相談先	28

I 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金について

1. 制度の目的

本補助金は、中小企業者等が自ら行う新製品や新技術に関する調査研究、研究開発、試作開発（以下「研究開発」という。）に要する経費について補助金を交付することによって、中小企業者等の研究開発を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資することを目的としています。

2. 補助対象者

本補助事業の対象者は、表1のとおりです。

表1 補助事業の対象者

1. 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業（以下「チャレンジ計画認定事業」という）に規定するチャレンジ計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者等。 ※補助金申請と同時にチャレンジ計画の認定を申請することは可能です。		
2. チャレンジ計画の認定の要件を具備している中小企業者等であって、チャレンジ計画の策定ならびに補助事業の研究開発計画の策定および実施について、県立工業技術センターの支援を受けて補助事業を実施しようとするもの（ただし、キックオフステージに限る）。		
	チャレンジ計画の認定	工業技術センターによる支援
キックオフステージ	認定あり	任意
	なし	必須
チャレンジステージ	必須	任意
チャレンジステージ (小規模事業者枠)	必須	任意

チャレンジ計画の概要は以下のとおりです。詳しくは参考資料をご覧ください。

○ 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業

中小企業者等の創造的事業活動を支援するための滋賀県独自の事業です。「チャレンジ計画」を作成し、知事の認定を受けることにより、資金面をはじめとする各種の支援制度を利用することができます。

※チャレンジ計画とは、滋中小企業者等が自ら行う、新製品や新技術に関する研究開発およびその成果の事業化を計画したものです

(参考資料：「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業申請の手引き」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html>)

表1における補助事業の対象者の要件に示す「中小企業者等」の定義は、以下のとおりです。

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

- ・表2の資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たすもの
- ・表3に掲げた組合および連合会
- ・小規模事業者とは、製造業で従業員20人以下、小売業・サービス業で従業員5人以下の中小企業を指します。

○ 同法第2条第2項に規定する創業者

- ・事業を営んでいない個人で、チャレンジ計画認定日より1ヶ月以内に創業予定のもの
- ・事業を営んでいない個人で、チャレンジ計画認定日より2ヶ月以内に会社を設立予定のもの
- ・事業を営む会社であって、新たな会社を設立予定のもの

○ 同法第 2 条第 4 項に規定する組合等

- ・ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）により設立された一般社団法人のうち、その直接または間接の構成員の 2/3 以上が中小企業者であるもの

ただし、以下の中小企業者は本事業の対象から除きます。

- 発行済株式の総数または出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- 発行済株式の総数または出資価格の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業者。
- 大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者。

表 2 中小企業者として対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の総額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
■ 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
■ 小売業	5 千万円以下	50 人以下
■ サービス業（下記 3 業種を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
■ 卸売業	1 億円以下	100 人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

表 3 中小企業者として対象となる組合および連合会

組合および連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接または間接の構成員の 2/3 以上が中小企業者であること

(注) 企業組合および協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

3. 補助事業の実施体制

表 1 に該当する補助対象者は、補助事業の実施体制により、表 4 に示す種別に区分します。

表 4 補助対象者の種別

種別	実施体制
単独研究型	中小企業者等が単独で研究開発を行うもの
共同研究型	中小企業者等が共同研究体を構成して行うもの

(注) 「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の 2 者以上によって構成される連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるものを指します。

※ 大学等と単に指導契約を結んでいるだけでは共同研究型にはなりません。

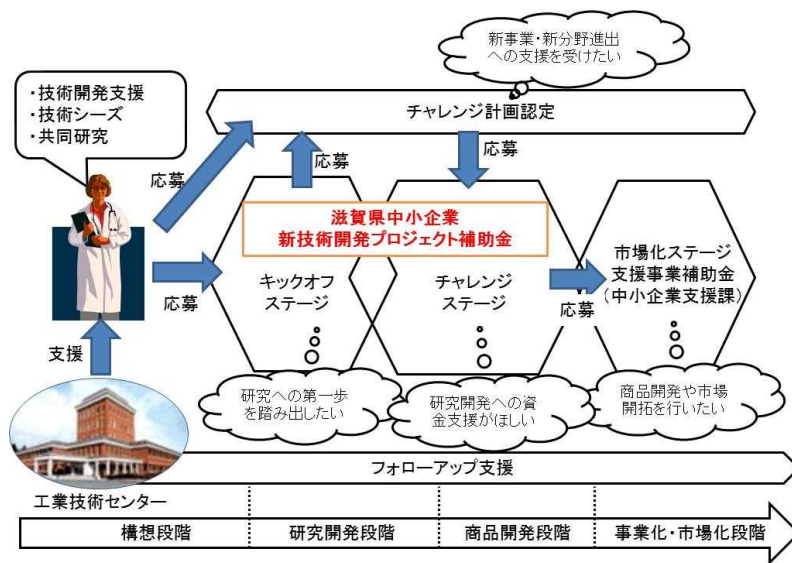
(注) 単独研究型での共同研究の実施を妨げるものではありません。

4. 補助対象事業

補助対象事業は、中小企業者等が自ら行う以下に掲げる事業であり、**交付決定日（10月中旬以降を予定）から、令和3年2月28日までに完了する見込みのある研究開発**です。

表5 補助対象事業

事業区分	事業内容	その他
キックオフステージ	研究開発等事業計画の技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究およびアイデアの権利化	単年度事業
チャレンジステージ	十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発	単年度事業
チャレンジステージ (小規模事業者枠)	十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに小規模事業者が行う新技術の実用化や新製品の試作等のための研究開発	単年度事業



プロジェクトチャレンジ支援事業イメージ図

5. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次の①～⑧に掲げる研究開発に要する経費であり、補助事業の区分毎に表6に示すとおりです。

交付決定日以降に発注が行われ、補助事業期間内に支払いが完了する経費が対象となります。

- ①原材料費：研究開発に直接使用する原材料、副資材の購入に要する経費
- ②機械装置・工具器具費：研究開発に必要な機械装置または工具器具の購入、試作、改良、修繕、借用、据付に要する経費、または、研究開発の成果物に使用する機械装置や部品等の購入、試作、改良、修繕に要する経費（キックオフステージにおいては取得価格が50万円未満のものに限る）
 - (注) 以下に該当する経費は**補助対象外**です。
 - i. 分析等機械装置であって、取得価格が50万円を超えるもの
 - ii. 汎用性が高く、使用目的が特定できないもの
- ③外注加工費：研究開発に必要な加工、組立、設計、プログラム開発等（「機械装置・工具器具費」に係るものを除く）を外注する場合に要する経費
- ④技術指導受入費：研究開発に技術指導の受け入れを必要とする場合に指導者等に支払われる経費
- ⑤研究開発委託費：研究開発に必要な調査研究を外部に委託する場合に必要となる経費（キックオフステージに限る、補助対象経費総額の2/3以内）、または、中小企業者の団体がその構成員である中小企業者に研究開発を委託する場合に支払われる経費（補助

対象経費総額の2/3以内)、共同研究体の構成員に研究開発の委託をする場合に支払われる経費（補助対象経費総額の1/6以上、2/3以内）

※ 共同研究型により委託を受けた共同研究体の構成員（受託者）が、研究開発委託費で取得できる機械装置・工具機器は**取得価格が50万円未満**のものに限ります。

⑥直接人件費：補助事業者と雇用関係が結ばれた研究開発に直接従事するものの直接作業時間に対し支払われる経費（チャレンジステージに限る、補助対象経費総額の1/2以内）

⑦産業財産権取得費：研究開発に係る特許、実用新案、意匠の出願および出願審査請求（または実用新案技術評価書の請求）に要する特許庁の手数料、弁理士への手続代行費用および翻訳料等（補助対象経費総額の1/3以内）

（注）以下に該当する経費は補助対象外です。

- i. 拒絶査定に対する審判請求に要する経費
- ii. 訴訟に要する経費

⑧その他経費：研究開発に必要な試験、分析、検査等を外部委託する場合に要する経費
研究開発に産業財産権等の導入を必要とする場合に所有権者に支払われる経費
研究開発を支障なく遂行するために、技術的な指導だけでなく、研究の進捗や経理などに係る助言をする認定支援機関等の支援者に支払われる経費（小規模事業者枠に限る）

①～⑦以外で、滋賀県知事が特に必要と認める経費

6. 補助率等

補助率および補助限度額は、補助事業の区分毎に表6に示すとおりです。

表6 補助対象経費、補助率および補助限度額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
キックオフステージ	1. 原材料費 2. 機械装置・工具器具費 3. 外注加工費 4. 技術指導受入費 5. 研究開発委託費 6. 産業財産権取得費 7. その他経費	単独研究型 1/2以内 共同研究型 2/3以内	1件当たり 100万円 以内
チャレンジステージ	1. 原材料費 2. 機械装置・工具器具費 3. 外注加工費 4. 技術指導受入費 5. 研究開発委託費 6. 直接人件費 7. 産業財産権取得費 8. その他経費	単独研究型 1/2以内 共同研究型 2/3以内	1件当たり 100万円 超 2,000万円 以内 (小規模事業者 枠については、 1件当たり 100万円 超 300万円 以内)

※補助金の交付額は、審査結果や県の予算等の都合により申請額から減額することがあります。

令和元年度実績

	件数	平均採択額	競争倍率（件数ベース）
キックオフステージ	3	約70万円	1.33
チャレンジステージ	8	約436万円	1.00

7. 申請手続等

①申請受付先

滋賀県 商工観光労働部 モノづくり振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3794

※令和2年度から経済産業省の補助金申請システム「J グランツ」でも受付しております。

(J グランツホームページ <https://jgrants.go.jp>)

- ・電子申請にあたっては「GビズID」のアカウント取得と、「gBizプライム」のアカウント取得が必要です。

(アカウント取得には申請書と印鑑証明書が必要のほか、申請から取得まで約2週間を要しますので、御留意ください。)

- ・詳細は経済産業省チラシを御覧ください。

②技術的相談窓口

工業技術総合センター

機械システム係、電子システム係、有機材料係、無機材料係 食品・プロダクトデザイン係

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山 232 TEL 077-558-1500

信楽窯業技術試験場 陶磁器デザイン係、セラミック材料係

〒529-1851 滋賀県甲賀市信楽町長野 498 TEL 0748-82-1155

東北部工業技術センター

有機環境係、繊維・デザイン係

〒526-0024 滋賀県長浜市三ツ矢元町 27-39 TEL 0749-62-1492

機械システム係、金属材料係

〒522-0037 滋賀県彦根市岡町 52 TEL 0749-22-2325

③受付期間

本募集案内の表紙に記載のとおりです。

- ※ 持参・郵送の場合とも、**受付最終日の12時(正午)までに必着**のこと(消印有効ではありません)。受付期間を過ぎて提出された場合や不備のあるものは受理いたしません。
- ※ 提出された計画書に記載内容が不十分である場合や不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただきます。訂正済みのものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、十分に注意してください(提出後の差し替えはできません)。
- ※ 受付期間の締め切り間際は提出が集中するため、内容の確認が不十分になることがあります。そのため、不備等があった場合受け付けられない場合があります。**必ず事前に相談してください。**

④提出書類

- ・提出書類にて書類審査を行います。**図表を用いる**などできるだけ詳しく作成してください。
- ・提出書類は原則**A4サイズ片面印刷で作成**してください。提出書類は**ホッチキス等で綴じない**てください。
- ・提出された書類は、審査資料として白黒コピーを行います。図、表等はコントラストがはっきり出るようにしてください。特に黄色などの淡い色や網かけはコピーがうまくできない場合があります。
- ・必要に応じて追加資料の提出および説明を求める場合があります。なお、提出書類等の返却はしません。
 - (1) 補助事業計画書(様式第1号の別紙1)
 - (2) 過去の補助金または委託費の交付を受けた実績等(様式第1号の別紙1の5)
 - ※ 過去に県や国等の補助金を受けたことがある場合のみ
 - (3) 共同研究体の構成(様式第1号の別紙1の6)
 - ※ 共同研究型による研究開発計画を申請する場合のみ
 - (4) 技術導入計画(様式第1号の別紙1の7)
 - ※ 技術指導の受入れに要する経費を補助対象として申請する場合のみ

- (5) 機械装置の必要理由（様式第1号の別紙1の8）
 - ※ 購入金額が50万円以上の機械装置を補助対象として申請する場合のみ
- (6) キックオフ計画書（様式第1号の別紙2）
 - ※ チャレンジ計画の認定を受けずにキックオフステージを申請する場合のみ
- (7) 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定（承認）を受けた申請書および認定書の写し
- (8) 定款の写し（A4サイズ片面印刷したもの）
- (9) 会社パンフレット（15部用意してください）
- (10) 過去2年間の決算書（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）（A4サイズ片面印刷したもの）

⑤ 審査

提出書類について外部有識者を含む評価委員会（滋賀県技術開発関係補助金交付審査会）で補助事業計画の評価を行いますので、審査基準を参考にして提出書類を作成してください。

なお、補助事業計画については、書類審査を行います。また、必要に応じて内容のヒアリングを行います。

< 審査基準 >

○ 技術評価

- (1) 研究開発の内容に新規性、研究要素があると認められるか。
- (2) 基礎研究（技術導入を含む）の内容が十分かどうか。
- (3) 開発の目標、方法（技術指導を含む）、規模が適切かどうか。
- (4) 開発の遂行に十分な体制と技術的能力（技術指導、共同研究を含む）を有するかどうか。

○ 経理評価

- (5) 開発の予算が適切であるかどうか。
- (6) 企業内容が堅実かどうか。
- (7) 自己資金の調達能力が十分であるかどうか。
- (8) 中小企業団体の行う開発については、開発および経費の分担が明確であるかどうか。

○ 事業化評価

- (9) 期間内に完了する見込みがあるかどうか。
- (10) 成果の企業化が見込まれるか。

※ チャレンジステージ（小規模事業者枠）への応募については別途加点します。

※ 令和2年度の二次募集では、感染症収束後の社会変革や感染症対策に資する新たな研究開発テーマでの応募についても別途加点します。

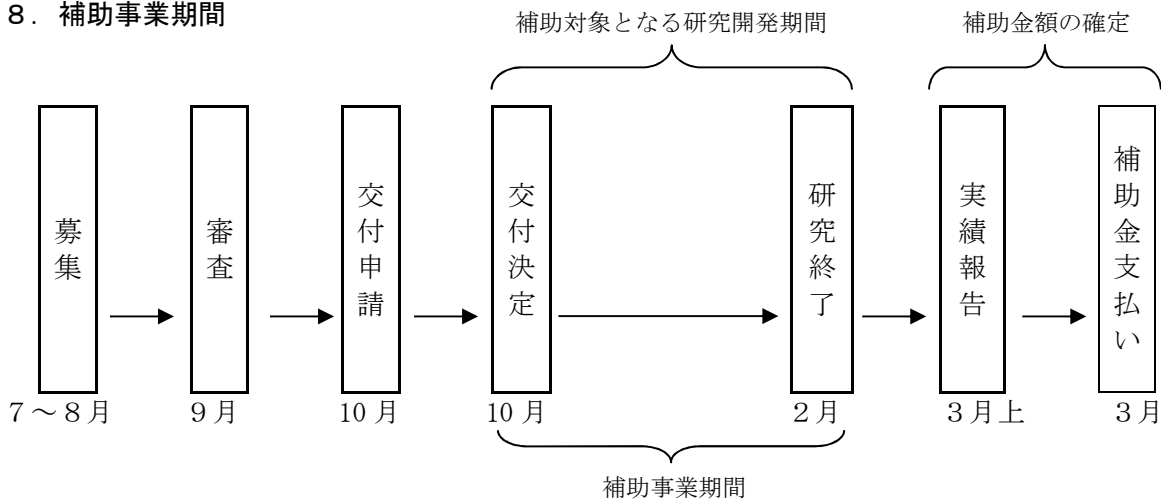
⑥ 通知

審査結果（採択または不採択）について、後日、モノづくり振興課から申請者あて通知します。その結果、採択となった方は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

⑦ 公表

原則として、採択となった場合には、企業名、代表者名、事業テーマ、住所、業種、設立年月日、資本金、従業員数、電話番号、補助金交付年度を公表します。

8. 補助事業期間



補助事業期間は、交付決定日から令和3年2月28日までとなります。

9. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けたものは、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業の交付年度中間の遂行状況について、報告しなければなりません。
- ③ 補助事業が完了した日または2月28日のいずれか早い日から5日以内までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録および意匠登録を補助事業年度または補助事業年度終了後5年以内に出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、産業財産権届出を提出しなければなりません。
- ⑤ 交付年度終了後は補助事業に係る調査に協力するとともに、5年間は各年における補助事業成果の企業化状況を報告しなければなりません。
- ⑥ 補助事業の成果の企業化または産業財産権等の譲渡または実施権設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額が限度です）しなければなりません。
- ⑦ 補助事業により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）
財産処分制限期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません（補助対象物件を販売または処分もしくは目的外に使用する場合は、財産処分の承認を要します）。
また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません。
- ⑧ 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければなりません（消費税分は補助対象外です。）
- ⑨ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10. 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の産業財産権が発生した場合は、それらの権利は補助事業者
に帰属します。

11. その他

- ① 本補助金に申請を検討されている方は、申請意思表明書を令和2年7月31日（金）までにお送りください。これを過ぎての意思表明も可としますが、早めの提出をお願いします。
- ② 補助金の支払いは、通常は補助事業が完了した日または3月31日から5日以内のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- ③ 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、県が実地検査に入ります。
- ④ 原則として、補助事業終了後の補助金確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります（銀行振込、小切手、手形による支払いをされたものが対象となり、相殺、回し手形、現金手渡しでの支払いは対象として認められません。手形による払いは研究開発期間内に決済される必要があります）。
- ⑤ 経費書類については見積もりから発注、納品、支払に至るまでの確認書類が必要です。
- ⑥ 人件費を補助対象とされる場合は日報および月報により補助事業の実施状況を記録する必要がありますがあります。
- ⑦ 補助事業者が、補助金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑧ 滋賀県暴力団排除条例（平成23年3月22日滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付取消を行います。）
- ⑨ 本補助事業は、競争的資金であるため、当該事業の実施計画書を提出されても、必ず採択されるとは限りません。また、補助金の交付額は、審査結果や県の予算上の都合等により申請額から減額することがあります。
- ⑩ 同一の事業内容で、他の補助金、助成金等と重複して交付できませんので、そのおそれがある場合には申し出てください。

II 計画書記載要領

1. 研究開発とは、事物・機能・現象などについて新知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力および探求をいい、製品および生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究開発とします。
 - (1) 研究開発として認める業務とは、以下のとおりです。

研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など
 - (2) 研究開発として認めない業務とは、以下のとおりです。
 - ① 生産の円滑化を図るための生産工程のチェックや製品の検査・分析など、品質管理に関する活動
 - ② パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる研究開発の域を脱して、経済的生産のために行われる機器設備などの設計
 - ③ 特許の拒絶査定に対する審判請求、または訴訟に関する事務手続き
 - ④ 一般従事者の研修・訓練などの業務
2. 補助対象経費のうち、産業財産権の導入に必要な経費および技術等の指導の受入れに要する費用を補助対象として希望する方は様式第1号の別紙1「6. 技術導入計画」に所要事項を記入してください。
3. 機械装置・工具器具費については、購入もしくは試作、改良、修繕、借用または据付の別を備考欄に記載し、その仕入先を備考欄に記載してください。

なお、機械装置を補助対象として購入を希望する方は様式第1号の別紙1「7. 機械装置の必要理由」に所要事項を記入してください。ただし、購入金額が50万円未満の場合は、記入を省略していただいても結構です。

4. 直接人件費については、様式第1号の別紙1の別添1「資金支出内訳」において、「種別」には具体的氏名を、「仕様」には研究職員、設計職員等の区分および年令を、「数量」には時間数を、「単価」には時間給額を記入してください。

直接人件費の額の算定は、研究開発に直接関与するもの（以下「研究関係従事者」という。）について時間給額に直接作業時間数を乗じた額とします。（研究開発に直接関与するものとは、臨時雇用者も対象としますが、雇用契約が結ばれていることが必要です。）

なお、時間給額が6,000円を超える場合は、6,000円を限度とします。

また、研究関係従事者の補助対象期間中の補助対象直接作業時間は1,800時間以内となる計画を作成するものとします。

時間給額の算定は、次の算定式により算定し、給与形態が年俸制の場合については、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とします。

・月給制の場合

$$\text{時間給額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (注1)}}{\text{年間所定労働時間 (注2)}}$$

ただし、補助事業者が残業時間の手当を支給されている場合のみ、残業時間を補助対象とできる。

（注1：基本給＋諸手当とは、年間のトータル額とする。なお、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分、ただし、第二厚生基金等通常の基金より上乗せする経費は除く）、管理職手当（技能職に対する手当を含む）、賞与とする。）

（注2：年間所定労働時間には、所定外労働時間を含まない。）

・年俸制の場合

$$\text{時間額} = \frac{\text{年俸金額} + \text{年間諸手当}}{\text{年間所定労働時間}}$$

ただし、1日の所定労働時間を超える研究開発を実施しても、1日の所定労働時間を直接人件費の対象とする。

5. 「種別」には、原材料の種別名、機械装置名、特許名等、それぞれの品名等を記入してください。
6. 「仕様」には、それぞれの原材料名、型式、性能、構造等を記入してください。
7. 「単位」には、それぞれの物の算出単位（kg、リットル、缶、式、台、件、時間等）を記入してください。
8. 「補助事業に要する経費」とは、当該研究を遂行するのに必要な経費を意味し、ここでは数量に単価を乗じた金額を記入してください。金額については、見積り等による正確な金額を記載してください。
9. 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象とする経費を記入してください。

10. 「補助金交付申請予定額」には、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は「補助対象経費」に補助率を乗じた額であり、かつ補助対象限度額以内になります。

補助率

単独研究型 1/2 以内

共同研究型 2/3 以内

Ⅲ 計画書記載例

様式第1号

申請書の提出
日を記入。

令和〇〇年〇月〇〇日

(宛先)
滋賀県知事

代表者印の捺印を願
いします。

申請者
住所 〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目 1-1
名称 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印
連絡担当者
職名 課長
氏名 〇〇 〇〇
電話番号 077-000-0000
FAX番号 077-000-0000
E-mail 000@000.00.00

申請年度
を記入。

令和〇〇年度滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金研究開発計画書

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けたいので、同交付要綱等の各規定によ
り、下記のとおり提出します。

当該項目の空四角(□)
を塗四角(■)にして
ください。

記

1. 事業区分 キックオフステージ チャレンジステージ
 チャレンジステージ (小規模事業者枠)
2. 事業種別 単独研究型 共同研究型
3. 研究開発題目

申請課題名
を記入。

「 〇〇〇の研究開発 」

事業の計画および内容
補助事業計画書 (別紙1)
キックオフ計画書 (別紙2) ※1

補助金申請
額を記入。

5. 補助金申請額 10,000,000 円

添付書類

定款および決算書類は
A4サイズ片面印刷で
提出してください。

1. 定款
2. 会社パンフレット
3. 過去2年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書)
4. 「チャレンジ計画認定事業」に基づくチャレンジ計画の認定を受けた申請書および認定書の写し ※2※3

(記載注意)

- ※1 別紙2は、チャレンジ計画の認定を受けずにキックオフステージを申請する場合は提出すること
※2 添付書類4は、キックオフステージによる申請で、キックオフ計画書 (別紙2) を提出する場合は不要です
※3 チャレンジ計画と同時申請される場合は、チャレンジ計画の申請書を提出してください

補助事業計画書

1. 基本情報

課題名	申請課題名を記入してください。 例：〇〇〇の研究開発
概要 (200字以内)	<ul style="list-style-type: none"> 申請課題の内容全体がわかるように、200字以内で記入してください。 本欄における図、表の使用は不可です。 例：現在、〇〇の分野において、〇〇の理由により、〇〇に対する要求が高まっている。本研究は、かかる問題を解決すべく、〇〇についての研究開発を行い、〇〇の社会的発展を目指す。
補助事業期間	交付決定日 ～ 令和〇〇年3月31日
補助事業実施が申請者の住所と異なる場合の実施場所(住所)	実施場所が申請者の住所と異なる場合のみ記入してください。 例：〇〇〇株式会社 〇〇〇工場 (実施場所の住所を記入。滋賀県内住所であること。例：滋賀県大津市〇〇〇)

2. 実施体制

代表研究者

氏名	〇〇 〇〇	部署 役職	研究開発部 課長
連絡先	電話番号	077-000-0000	
	E-mail	000@000.00.00	
研究開発における役割	例：研究進捗状況の管理、〇〇の合成		

補助事業参加者

氏名	部署 役職	研究開発における役割
△△ △△	研究開発部 係長	例：〇〇の合成、××の組立て
□□ □□	分析調査部 主事	例：〇〇の作製、××の分析
×× ×	生産本部 主査	例：〇〇データの解析

3. 研究開発の概要 (枠に収まらない場合は適宜広げてください。ページが増えても結構です。)

(1) 研究の背景とこれまでの取り組み

- ・ 「これまでの取り組み」「わかったこと(研究の成果)」「取り組む必要があること(解決すべき課題)」について記述してください。
- ・ 目標とする市場の動向、技術動向、研究開発内容の社会的必要性についても記述してください。
- ・ 必要に応じて、図や表を用いてわかりやすく記述してください。

例:

〇〇は環境にやさしい機能材料として注目を集めている。なかでも、〇〇と複合化した材料は、軽量かつ高強度が期待できることから、〇〇分野への応用展開が期待されている。しかし、〇〇の製造は極めて特殊なプロセスが必要であり、それに伴って製造コストが非常に高いものとなっていた。

このような背景のもと、当社では、平成〇〇年度より〇〇大学の〇〇教授と共同で研究を行い、〇〇の新たな製造方法を見出した。本手法は〇〇のプロセスを応用したものであり、単純な加工にも関わらず、生産時間が従来の〇/〇以下になる(図1)。しかし、調査研究を進めた結果、このプロセスは〇〇条件によって大きく〇〇時間が増えることがわかってきた。

本課題は、この開発した技術をもとに〇〇製造の事業化を進めるために、次の点について研究開発を行うものである。

- 製造時の〇〇の〇〇と〇〇時間の関係を把握し、最適な条件を見極める。
- 生産〇〇を管理するシステムを構築する。

本課題の達成により、〇〇製造の安定量産化技術が確立できる。その結果、〇〇の普及が進むことが期待できる。

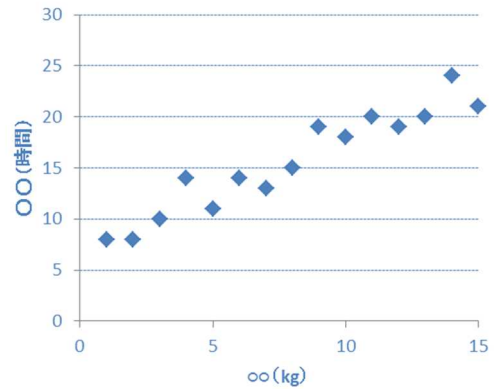


図1 〇〇と〇〇の関係

(2) 研究課題と目標、実施内容

- ・ 補助事業期間内で解決をはかる課題(これまでの取り組みの結果、解決の必要性のあるもの)と、達成しようとする目標について、項目立てて記述してください。目標は、できるだけ具体的な数値や具体的な性能(精度など)を記述してください。
- ・ 実施内容については、課題と対応させながら、記述してください。
- ・ 外部参加者(研究委託先など)がある場合、各課題において実施者を明確にし、その役割を記述してください。
- ・ できるだけ具体的に記入してください。

例:

本課題では、これまでに確立した〇〇製造法の基礎技術について、実用レベルでの量産化を実現することを目的とする。開発の目標は以下のとおりである。

【課題①】 〇〇の〇〇と〇〇の関係の整理 (期間:令和〇〇年〇月~〇月 担当:〇〇(株))

(目標①) 反応時の〇〇と〇〇の関係を調べ、〇〇変化時の〇〇の変化を把握する。

(実施内容①) これまでの検討の結果、〇〇によって〇〇が効率的に製造可能であることが判明している。本研究では、反応時の〇〇と〇〇の関係を調査するため、〇〇装置(〇〇工業技術センター保有)を用い、〇〇変化時の〇〇の変化を調べる。〇〇は、量産化における〇〇の制限を見越し、〇~〇の間で〇段階変化させて調べる。また、材料となる〇〇は市販のものを用い、〇〇については〇〇株式会社よりサンプル提供されたものを利用する。

目標を数値で表すとわかりやすくなります。

【課題②】〇〇反応装置の設計（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇(株)、〇〇大学）

（目標②）反応装置内の〇〇が均一になるような反応装置を設計する。

（実施内容②）①と並行して、テストプラントの設計を行う。この際、反応装置内の〇〇が均一になるように設計することがポイントである。この点については、今回の申請における研究委託先である〇〇大学の〇〇教授に協力を仰ぎ、装置の設計を進める。設計が完了次第、〇〇株式会社へ装置製造を外注する（納期2カ月程度）。

【課題③】〇〇の安定生産条件の模索（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇(株)）

（目標③）〇〇が〇〇となる条件を確立する。

（実施内容③）〇〇の安定生産条件の模索（期間：令和〇〇年〇月～〇月 担当：〇〇(株)）

課題②で作製した〇〇を用いて、〇〇のテスト生産を行う。この時、①で求めた〇〇と〇〇の関係が成立することを、〇〇を用いて確認する。①で求めた条件が適用不可能であった場合、まずは〇〇を〇～〇の範囲で変更し、〇〇となる条件を模索する。その後、〇〇や〇〇についても条件を変更し、最適条件を決定する。

以上の研究開発計画が達成することで、〇〇の量産についての基礎技術を確立することができる。本計画の達成後、速やかに事業化を進める。

（3）本事業計画の新規性（独創性）、優位性

- ・ 本申請内容における新規性、優位性について、従来技術との差を明確にして記述してください。
- ・ 新規性、優位性の根拠となる情報（知的財産権、先行技術など）を十分に調査し、記述してください。

例：

現在、〇〇の製造手法として、①〇〇プロセスの改良 ②〇〇の工夫 の2通りの手法が検討されている。①については、〇〇ということに加え、〇〇の制御が困難であることから、〇〇が防げないという問題が生じており、事業化の目途は立っていない。

本課題は、②の手法に属する。つまり、〇〇の制御に加え、〇〇を行うことで、〇〇の向上を図るだけでなく、〇〇という問題も一挙に解決を図るものである。申請者はすでに〇〇の基礎技術を確立している。本研究では、これを量産可能な技術レベルへと引き上げるべく、〇〇の研究開発を行うものである。本手法が実用化できれば、〇〇の〇〇が可能となり、〇〇分野における〇〇が大きく前進する。

（4）実施スケジュール

- ・ 項目立てた各課題について、実施期間を←→で記入してください。

実施項目	令和〇年									令和〇年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【課題①】〇〇の〇〇と〇〇の関係の整理						←			→			
【課題②】〇〇反応装置の設計							←		→			
【課題③】〇〇の安定生産条件の模索									←			→

（5）資金関係

資金支出内訳	別添1のとおり
資金調達内訳および補助金相当額の充当方法	別添2のとおり

※ 別添1、別添2とも必ず作成してください。

4. 別途資料作成の必要性

過去の補助金等交付の実績	<input type="checkbox"/> あり（5. 過去の補助金等交付を受けた実績）	<input type="checkbox"/> なし
大学等との共同研究	<input type="checkbox"/> あり（6. 大学等との共同研究体の構成）	<input type="checkbox"/> なし
技術指導の受入	<input type="checkbox"/> あり（7. 技術導入計画）	<input type="checkbox"/> なし
50万円以上の機械装置の導入	<input type="checkbox"/> あり（8. 機械装置の必要理由）	<input type="checkbox"/> なし

※ 「あり」の場合は、それぞれ別途資料を作成してください。「なし」の場合は不要です。

それぞれ「あり」にチェックしたのものについては、各様式を作成してください。「なし」の場合は作成、提出の必要はありません。

(専門・特殊用語などの説明)

用語	説明
例：○○○○	<ul style="list-style-type: none">申請書内で用いている専門用語、特殊用語、略語などについて、その内容をわかりやすく記述してください。業界以外では知られていないような用語についても、説明の記述をお願いします。 例： ○○○○は、軽量であるにも関わらず極めて高い強度を示すことから、非常に注目を集める先端素材である。○○○○は、○○を超精密加工することで得られる。量産技術の確立に伴い、安価に入手できるようになり、近年、研究開発が活発的に行われている。
例：○○○○	例： ○○を○○すること。○○は非常に○○であるため、○○の製造においては、通常、○○時に○○することで○○化する。これにより、実用に耐える○○と○○を達成することができる。

5. 過去の補助金または委託費の交付を受けた実績等

- ※ 過去5年間の採択実績についてご記入ください。2件以上ある場合は、記入欄を複製して各内容について記載してください。
- ※ **応募・採択実績がない場合は記入、提出不要**です。

1	申請状況	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 完了済み
	制度名称	令和〇〇年度戦略的基盤技術高度化支援事業
	実施機関名	経済産業省
	課題名	〇〇の解決を目指した〇〇〇の生産プロセス開発
	実施期間	令和〇〇年〇月 ~ 令和〇〇年〇月
	助成額	複数年度にまたがる場合は、総額を記入してください。 90,000,000 円 (3年間)
	本申請との 関連性・相違点	<input type="checkbox"/> 関連性あり <input checked="" type="checkbox"/> 関連性なし 今回申請する課題と関連性がある場合、その関連性と相違点について記載してください。

2	申請状況	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 実施中 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済み
	制度名称	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金
	実施機関名	滋賀県
	課題名	〇〇〇の基礎技術確立
	実施期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年3月31日
	助成額	複数年度にまたがる場合は、総額を記入してください。 1,000,000 円
	本申請との 関連性・相違点	<input checked="" type="checkbox"/> 関連性あり <input type="checkbox"/> 関連性なし 今回申請する課題と関連性がある場合、その関連性と相違点について記載してください。 例：今回の申請は、この補助事業により確立された基礎技術をもとに、その製造技術開発を行うものである。

6. 共同研究体の構成

※ 大学等との共同研究を実施しない場合は記入、提出不要です。

(1) 構成メンバー表

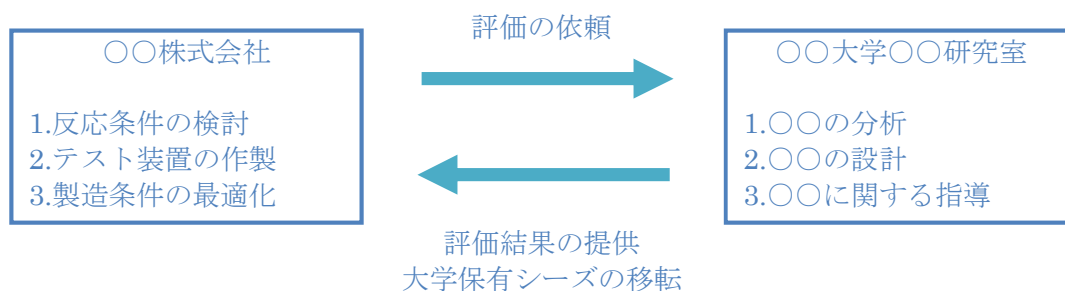
氏名	所属	役職	連絡先
	大学名（学科、研究室名）、企業名（部署名）を記入してください。		
〇〇 〇〇	〇〇大学工学部〇〇学科	教授	077-xxx-xxxx
〇〇 〇〇	〇〇大学工学部〇〇学科	助教	077-xxx-xxxx
〇〇 〇〇	株式会社〇〇 研究開発部	課長	077-xxx-xxxx

(2) 研究体の役割分担

①研究体のイメージ図

- 研究参加機関同士の関係がわかるようなイメージ図を作成してください。

例：



②役割分担の説明

- それぞれの機関の役割分担や独自技術、ノウハウなどについて説明してください。

例：

【役割分担】

〇〇株式会社：〇〇株式会社が独自に開発した〇〇の技術を用い、〇〇を開発する。

〇〇大学：〇〇大学の〇〇教授に指導を仰ぎ、〇〇に関する大学の技術シーズを活用し、〇〇を開発する。

7. 技術導入計画

- ※ 技術導入先が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。
- ※ **技術導入の予定がない場合は記入、提出不要**です。

技術の指導者	氏名	○○ ○○
	住所または 所属の所在地	企業勤務者の場合、その事業所の住所を記入してください。 例：〒○○○-○○○ 滋賀県彦根市○○○
	所属・役職	例：○○株式会社 研究開発本部長
	略歴	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の略歴（最終学歴、職歴など）を記入してください。 資格などについても本欄に記入してください。 <p>例： 19○○年 ○○大学工学部工業化学科 卒業 19○○年 ○○株式会社入社</p> <p>保有資格：技術士（化学部門）</p>
技術の導入が必要な理由 と導入技術の概要	<ul style="list-style-type: none"> 指導者が持つ技術の内容、本申請にその技術必要である理由、技術受入れによる効果について記述してください。 技術導入の方法、頻度についても記述してください。 <p>例： 今回技術指導を仰ぐ○○氏は、○○の分野における専門家である。同氏は○○の分野において、製品欠陥をほぼゼロまで低減する画期的な技術を開発した人物であり、特許出願数は○件にも及ぶ。</p> <p>今回の申請において、○○時における○○が課題解決のための重要なポイントである。○○に造詣の深い○○氏の協力を得ることで、○○における○○が達成可能であり、研究課題の解決をはかることができる。また、○○氏から技術を導入することにより、開発のスピードを上げていち早く市場化できるように進めるとともに、自社の技術力の底上げを達成することができる。</p> <p>○○氏には、1回/週の頻度で、当社○○工場における現地指導に加え、2カ月毎に予定されている研究推進会議にもオブザーバーとして参加していただく予定である。</p>	

8. 機械装置の必要理由

- ※ 機械装置が複数ある場合は、記入欄を複製して各項目について記載してください。
- ※ **50万円未満の機械装置については、本欄の記入、提出不要**です。
- ※ 分析機器等装置とは、測定・分析・解析・評価などを行う機械装置であって、当該装置単体で固有の性能が活用されるものです。

分析等装置 の該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当せず
機械装置名	「様式第1号の別紙1の別添1」における種別欄に記載した名称を記入してください。 例：〇〇分析装置
メーカー名・型番	例：〇〇株式会社・〇〇 - 〇〇〇〇
装置性能	装置のスペック（回転数、照射強度、分解能など）について、箇条書きで記入してください。
装置の説明	装置の概要（どのような装置であるのか）を記述してください。 例：本装置は、〇〇を調べる装置である。〇〇を測定試料に照射し、〇〇を〇〇することで、〇〇を調べる。主に〇〇分野における分析や〇〇に用いられる装置である。
必要理由	<p>【研究開発に必要な理由等】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当該装置の購入が必要である理由について、研究課題、研究実施内容に絡めて記入してください。 • 経済的である根拠について、具体的な数字を用いて記述してください。 • 分析等機器について、<u>次の理由による購入は認められません。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 借用の方が明らかに必要経費が低い場合 (<u>予約が取れない、時間がかかるなどの理由は不可。</u>) ② 容易に目的外使用が可能である場合 <p>【使用頻度】 例：〇〇回／週、〇〇時間／週</p>

共同研究か単独研究かで補助率が違います。
 単独研究型：1/2
 共同研究型：2/3

共同研究型の場合

申請者名 ○○○○株式会社

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助金交付申請予定額(円)	備考
原材料費	鋼材	JIS.G.3050SS45	kg	1,000	750	750,000	750,000		購入 ○○商店
	"	JIS.G.3302S45C	"	300	500	150,000	150,000		" "
	"	JIS.G.3103SKD61	"	300	1,300	390,000	390,000		" "
	銅パイプ	JIS.H.3303 C2600T(φ8)	m	3	3,000	9,000	9,000		" "
	ソレノイド	SL-○○○	個	12	3,000	36,000	36,000		" ○○電気
	シリンダー	CDQM XXX	"	9	6,000	54,000	54,000		" "
	薄板	○○材 3m×20m	kg	300	900	270,000	270,000		" ○○商店
	ABS樹脂	○種 1.5t	枚	30	6,000	180,000	180,000		" ○○化学
	小計					1,839,000	1,839,000	1,226,000	
機械装置・工具器具費	制御装置(プレス機用)	○○社製 SL-3000	台	1	3,000,000	3,000,000	3,000,000		購入○○製作所
	"(ロール加工機用)	○○社製 RM-135	"	1	1,500,000	1,500,000	1,500,000		" "
	パソコン	○○社製 PD-9800	"	1	2,000,000	2,000,000	0		" ○○商会
	プリンター	○○社製 PD-9900	"	1	900,000	900,000	0		" "
	冷却機	○○社製 TS-○○○	"	1	100,000	100,000	100,000		借用
	万能試験機	○○社製 PS-○○○	台	1	150,000	150,000	150,000		借用
	硬度計	○○社製 K-○○○	"	1	8,000,000	8,000,000	0		購入 ○○計測
	分光光度計	○○社製 BK-○○○	"	1	12,000,000	12,000,000	0		" "
	顕微鏡	○○社製 CS-○○○	"	1	5,000,000	5,000,000	0		" "
	治具	金型加工用	台	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000		" ○○鉄工所
	小計					33,650,000	5,750,000	3,830,000	
外注加工費	鋼材細孔加工	○○mm φ0.3	件	10	200,000	2,000,000	2,000,000		○○工業
	小計					2,000,000	2,000,000	1,300,000	
技術指導受	○○○○		時間	50	20,000	1,000,000	1,000,000		
	小計					1,000,000	1,000,000		
研究開発委託費	共同研究経費	○○の評価、検証	式	1	3,000,000	3,000,000	3,000,000		
	小計					3,000,000	3,000,000	2,000,000	
直接人件費	○○○○	○○研究 28歳	時間	500	4,000	2,000,000	2,000,000		
	○○○○	○○研究 33歳	時間	800	3,000	2,400,000	2,400,000		
	小計					4,400,000	4,400,000	2,900,000	
特許取得費									
	小計					0	0		
その他									
	小計					0	0		
合計						45,889,000	17,989,000	11,916,000	

各経費区分ごとの交付申請予定額は、補助対象経費に補助率を掛けた額以下です。

(記載注意)

- イ 機械装置および工具器具費については、購入、製造、改良、据付、借用、または修繕の別を備考欄に記載すること。
- ロ 購入物件については、その購入先を備考欄に記載すること。

金額記入欄は全て税抜きで記載して下さい。
 補助対象経費に消費税を含むことはできません。

事業計画に伴う投資の内容

申請者名 ○○○○株式会社

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	13,973,000	
借入金	20,000,000	○○銀行○○支店
補助金	11,916,000	
その他		
合計額	45,889,000	

補助金と合計額が同額であることを確認してください。

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自己資金	6,916,000	
借入金	5,000,000	○○銀行○○支店
その他		
合計額	11,916,000	

消費税等を抜いた金額を記入してください。

(注) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

キ ッ ク オ フ 計 画 書

申 請 者
 住 所 〒520-8577
 滋賀県大津市京町四丁目 1-1
 名 称 ○○株式会社

(1) ビジネスプランの内容

<p>計画の名称</p>	<p>本申請にかかる一連の事業化計画について、名称を記入してください。</p>
<p>計画の概要</p>	<p>計画の全体像が分かるように、様式第1号の別添1の内容を踏まえて記述してください。</p> <p>例： 現在、○○の分野において、○○の理由により、○○に対する要求が高まっている。本研究は、かかる問題を解決すべく、○○についての研究開発を行い、○○の社会的発展を目指す。</p>
<p>事業化までの見通し</p>	<p>【狙いとする市場および状況など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申請内容が狙う市場の動向、規模（金額など）、社会情勢やニーズなど、背景や状況を記述してください。 ・ 市場化時のビジネスプラン（顧客や市場、販売形態、収益の方法、ビジネスパートナーなど）を記述してください。 <p>例： 社会の○○化が急激に進むに伴って、○○に関する要求が高まってきている。○○経済研究所によると、今後○○年間で○○に関する市場規模は○○倍の○○億円まで急拡大することが報告されており、大きなビジネスチャンスとして各社が参入を試みている。</p> <p>当社では、平成○○年頃から○○に対する研究開発を進めている。○○大学との共同研究の結果、従来報告されている○○よりも大幅な低コスト化を実現した○○の開発にめどを立てている。この技術を活用し、○○についての量産化技術を確立し、他社に先駆けて○○の事業化を目指す。</p> <p>ビジネスプランとしては、○○に関心の高い○○層をターゲットとし、市場を開拓する。開発品が完成した段階で当社 HP にてアピールするとともに、既存の顧客に対して積極的に営業をかけていく。また、県内に○カ所ある○○施設においてモニター調査を実施し、その使用感などを調査することで、製品の完成度の向上と新たな課題の抽出を行う。</p> <p>販売形態としては、しばらくは上述の営業方法によるが、○○社が非常に興味を持っており、OEM 契約を結ぶことも視野に入れる。また、○○社から、当社の技術について技術提携を行いたいとの申し出があったことから、基本特許の取得後、技術提携を行う予定である。</p> <p>【補助事業終了後の予定】</p> <p>補助事業終了後の研究開発内容や設備投資予定について記述してください。</p> <p>例： 補助事業の終了後、○○について○○に関する最適条件を確立する。テストプラントによる生産条件の最適化と並行して、○○工場において生産体制の構築に移り、○年後を目途に上市する。</p> <p>また、○○の点については、プロジェクト補助金のチャレンジステージの獲得を目指し、さらなる改良を試みる。</p>

(2) フォローアップ支援導入計画

支援機関名	支援する工業技術センター名を記入してください。
担当者名	担当者氏名をフルネームで記入してください。
支援の内容	工業技術センター職員の役割、支援内容について記述してください。 例： 今回の申請において、〇〇時における〇〇が課題解決のための重要なポイントである。工業技術センターの〇〇氏には、本課題の立ち上げの時から〇〇の測定や〇〇についてアドバイスを受けている。本課題を申請するに当たり、引き続き、〇〇における〇〇の測定や〇〇条件の調整方法についてアドバイスを求める。

※ 必ず工業技術センターの職員と打合せを行い、内容を記載してください。

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 提出物チェックシート

申請者名： ○○株式会社 _____

- ※ 確認を行った提出物について、チェック欄に「○」を記入してください。
 ※ 提出の必要がない書類について、チェック欄に斜線（/）を入れてください。
 ※ 下記番号順に書類を重ねて送付してください。

番号	提出書類	チェック欄	備考
1	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 提出物チェックシート		必須書類
2	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 研究開発計画書 (様式第1号)		
3	補助事業計画書 (様式第1号の別紙1)		
4	資金支出内訳 (様式第1号の別紙1の別添1)		
5	事業計画に伴う投資の内容 (様式第1号の別紙1の別添2)		
6	過去の補助金等交付を受けた実績 (様式第1号5.)		補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「過去の補助金等交付の実績」が「あり」の場 合。
7	大学等との共同研究体の構成 (様式第1号6.)		補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「大学等との共同研究」が「あり」の場合。
8	技術導入計画 (様式第1号7.)		補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「技術指導の受入」が「あり」の場合。
9	機械装置の必要理由 (様式第1号8.)		補助事業計画書「4. 別途資料作成の必要性」の 「50万円以上の機械装置の導入」が「あり」の場 合。
10	キックオフ計画書 (様式第1号の別紙2)		チャレンジ計画の認定を受けずにキックオフス テージを申請する場合のみ提出
11	定款		必須書類 A4サイズで印刷すること
12	会社パンフレット		必須書類 15部提出すること
13	過去2年間の決算書(貸借対照表、損益計算書、販 売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書)		必須書類 A4サイズで印刷すること
14	チャレンジ認定を受けた申請書 および認定書の写し		必須書類 ただし、キックオフステージの申請において、 キックオフ計画書(別紙2)を提出する場合は不要

確認事項	確認
提出書類の過不足はありませんか	
全ての書類を片面刷りで印刷していますか	
代表者印の捺印はできていますか	
モノづくり振興課もしくは工業技術センターでの事前事前相 談をされましたか	

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 行
(FAX : 077-528-4876)

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 申請意思表明書 (F A X 可)

申 請 者	連絡担当者
住 所 〒	職 名
名 称	氏 名
代表者名	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

テーマ名

補助金申請予定額

円

以下該当欄にチェックをしてください。

事業区分

キックオフステージ <input type="checkbox"/>	チャレンジステージ <input type="checkbox"/>
チャレンジステージ (小規模事業者枠) <input type="checkbox"/>	

事業種別

単独研究型 <input type="checkbox"/>	共同研究型 <input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------------

チャレンジ認定

認定済 <input type="checkbox"/>	同時申請 <input type="checkbox"/>	キックオフ計画による申請※ <input type="checkbox"/>
------------------------------	-------------------------------	---

※プロジェクト補助金の申請を行うためにはチャレンジ計画の認定(補助金との同時審査も可能)が必要です。ただし、キックオフステージでの申請において、工業技術センターの支援を受けて補助事業を実施しようとする場合はキックオフ計画の作成にて申請することができます。

IV 資料

1. 滋賀県技術開発関係補助金の過去における採択件数および補助額

地域産業技術改善費補助金	～平成6年度
先端技術開発促進事業補助金	～平成6年度
滋賀県技術開発促進費補助金	平成7年度～平成9年度
滋賀の新しい産業づくり促進費補助金	平成6年度～平成17年度
滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	平成18年度～

年 度	採 択 件 数	補 助 額 (千 円)
平成 6 年度	7 件	3 8 , 7 9 0
平成 7 年度	1 7 件	1 4 6 , 4 3 7
平成 8 年度	1 4 件	1 6 9 , 8 9 6
平成 9 年度	2 4 件	1 9 9 , 1 0 4
平成10年度	2 4 件	2 3 6 , 7 8 2
平成11年度	2 2 件	2 3 5 , 9 8 7
平成12年度	1 7 件	1 7 0 , 9 9 2
平成13年度	2 1 件	1 6 5 , 9 0 9
平成14年度	1 5 件	1 0 6 , 5 2 4
平成15年度	9 件	1 0 1 , 8 0 0
平成16年度	8 件	8 1 , 3 7 4
平成17年度	6 件	4 9 , 7 3 8
平成18年度	1 4 件	3 6 , 3 5 2
平成19年度	1 0 件	2 0 , 5 4 4
平成20年度	1 5 件	4 6 , 4 3 3
平成21年度	1 6 件	6 6 , 8 8 7
平成22年度	1 1 件	3 8 , 0 1 9
平成23年度	8 件	3 3 , 8 6 7
平成24年度	1 2 件	1 8 , 6 7 9
平成25年度	5 件	9 , 2 5 3
平成26年度	9 件	2 4 , 5 2 7
平成27年度	7 件	4 5 , 8 2 0
平成28年度	1 0 件	5 1 , 6 5 5
平成29年度	8 件	2 3 , 9 2 2
平成30年度	1 0 件	4 3 , 9 0 0
令和元年度	1 1 件	3 7 , 0 0 0

2. 受付・相談先

滋賀県庁 商工観光労働部 モノづくり振興課で申請の受付および申請に関する事務的な内容の相談を行っておりますが、申請手続きの効率化のため、下記の機関で事前に技術的な内容の相談を行うようにしてください。

◇補助金全般に関すること、事務的内容に関すること

- ・滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課（滋賀県庁東館2階）
（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3794）

◇技術的内容に関すること

- ・工業技術総合センター
機械システム係、電子システム係、有機材料係、無機材料係、食品・プロダクトデザイン係
（〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232 TEL 077-558-1500）
信楽窯業技術試験場 陶磁器デザイン係、セラミック材料係
（〒529-1851 滋賀県甲賀市信楽町長野498 TEL 0748-82-1155）
- ・東北部工業技術センター
有機環境係、繊維・デザイン係
（〒526-0024 滋賀県長浜市三ツ矢元町27-39 TEL 0749-62-1492）
機械システム係、金属材料係
（〒522-0037 滋賀県彦根市岡町52 TEL 0749-22-2325）